

三田市手話施策推進方針

言語である手話や聴覚障害者への理解を広げ、すべての市民の意思疎通と情報取得を保障することで、安全で安心して暮らすことができるとともに、お互いを尊重し、分かり合い、共に生きる社会の実現をめざし、三田市みんなの手話言語条例（平成28年三田市条例第57号）第6条に規定する推進方針を下記のとおり定めます。

1 聴覚障害者の理解促進に関する事項

ろう者、中途失聴者や難聴者など、聴覚障害者の聞こえの程度や意思疎通の方法はさまざまです。その障害特性や意思疎通の方法を理解することで、聴覚障害者が地域で自分らしく生活できる環境づくりを行います。

2 手話に対する理解及び普及に関する事項

言語である手話は、聴覚障害者だけのものではなく、市民に必要なコミュニケーション方法の一つです。手話への理解を促進するため、三田聴覚障害者協会や手話サークル等関係団体と連携し、手話に親しみ、ふれあい、学ぶ機会を提供します。

3 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項

市が発信している音声による行政情報等や、市民が参加する市主催の会議等において、手話を使う市民への情報提供を保障するとともに、手話を使いやすい環境づくりに努めます。

4 手話通訳者の配置の拡充及び意思疎通支援に関する事項

聴覚障害者が自立した日常生活を営み、または社会参加をするうえで、重要な役割を担っている手話通訳者と要約筆記者について、人材の育成と確保に努めるとともに、意思疎通支援事業の充実に努めます。

5 その他の事項

市長は、1から4までに定めるもののほか、手話に関する必要な施策を推進するものとします。

手話施策推進にかかる具体例

1 聴覚障害者の理解促進に関する事項

- ア. 市民を対象とした広報や講座の活用に加え、普及啓発パンフレットを作成し、聴覚障害者の特性及び手話への理解を促進します。
- イ. 各市立小・中学校での福祉に関する学習活動（福祉教育）等で体験学習等を行うことにより、聴覚障害者についての理解促進を図ります。

2 手話に対する理解及び普及に関する事項

- ア. 手話で会話ができる市民を養成する手話奉仕員養成講座（入門・基礎）を開催します。
- イ. 三田市内に在住・在学している小・中・高校生を対象に、手話教室を開催する等、様々な機会を通じて理解促進を図ります。
- ウ. 聴覚障害者の生活や意思疎通の方法を知る機会として、事業者への手話教室を実施します。
- エ. 会議等の冒頭に手話であいさつをするなど、市職員が率先して使うことで手話への理解促進を図ります。

3 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項

- ア. 市主催のイベント、会議等への手話通訳者と要約筆記者の派遣を推進するため、各課への周知と徹底を図ります。
- イ. 音声により提供されている市の行政情報等について、関係各課と連携し、手話や字幕による情報提供を推進します。
- ウ. 市役所等で手話の使いやすい環境づくりを進めるため、市職員への手話研修を実施します。

4 手話通訳者の配置の拡充及び意思疎通支援に関する事項

- ア. 新たな手話通訳者、要約筆記者の育成のため、養成講座の充実を図ります。
- イ. 手話通訳者や要約筆記者の研修を充実することで、更なる技術の向上を図ります。
- ウ. 手話通訳者や要約筆記者が活動しやすい環境づくりに努めます。
- エ. 中途失聴者や難聴者とその家族を対象として、コミュニケーション方法を学ぶ講座を行います。